資料４

第六期帯広市障害福祉計画

（案）

令和３年２月

帯　　広　　市

目次

第１章　計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１　計画策定の背景と趣旨
２　計画の位置付け
３　計画の期間
第２章　障害のある人の状況とサービス利用の現状・・・・・・・・・・・　３
１　障害のある人の状況
２　障害福祉サービス等の利用の現状
第３章　これまでの計画の取り組みの評価及び検証・・・・・・・・・・・　７
１　重点項目の評価と検証
２　障害福祉サービス等の必要見込量の評価と検証
３　障害児通所支援の必要見込量の評価と検証
４　地域生活支援事業の実施状況の評価と検証
第４章　取り組みの重点項目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
１　基本的な考え方
２　成果目標の設定について
第５章　障害福祉サービス等の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
１　障害福祉サービス等の必要見込量
２　障害福祉サービス等の確保のための方策
第６章　障害児通所支援の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
１　障害児通所支援の必要見込量
２　障害児通所支援等の確保のための方策
第７章　地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
地域生活支援事業の必要見込量
第８章　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者基本法で掲げる共生社会の実現をめざし、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念とする第三期帯広市障害者計画に基づき、障害福祉施策を進めています。

また、2018（平成 30）年度から 2020（令和２）年度を期間とする第五期帯広市障害福祉計画（以下「第五期計画」という。）において、こうした各種施策の推進に向け、障害のある児童から大人まで幅広くサービス提供体制を確保するための方策を示しています。

第六期帯広市障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、第五期計画における取り組みの状況等を踏まえつつ、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量を見込み、提供体制の確保の方策を示すために策定するものです。

２　計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害児福祉計画として位置付けるものです。

【位置付けと相関図】

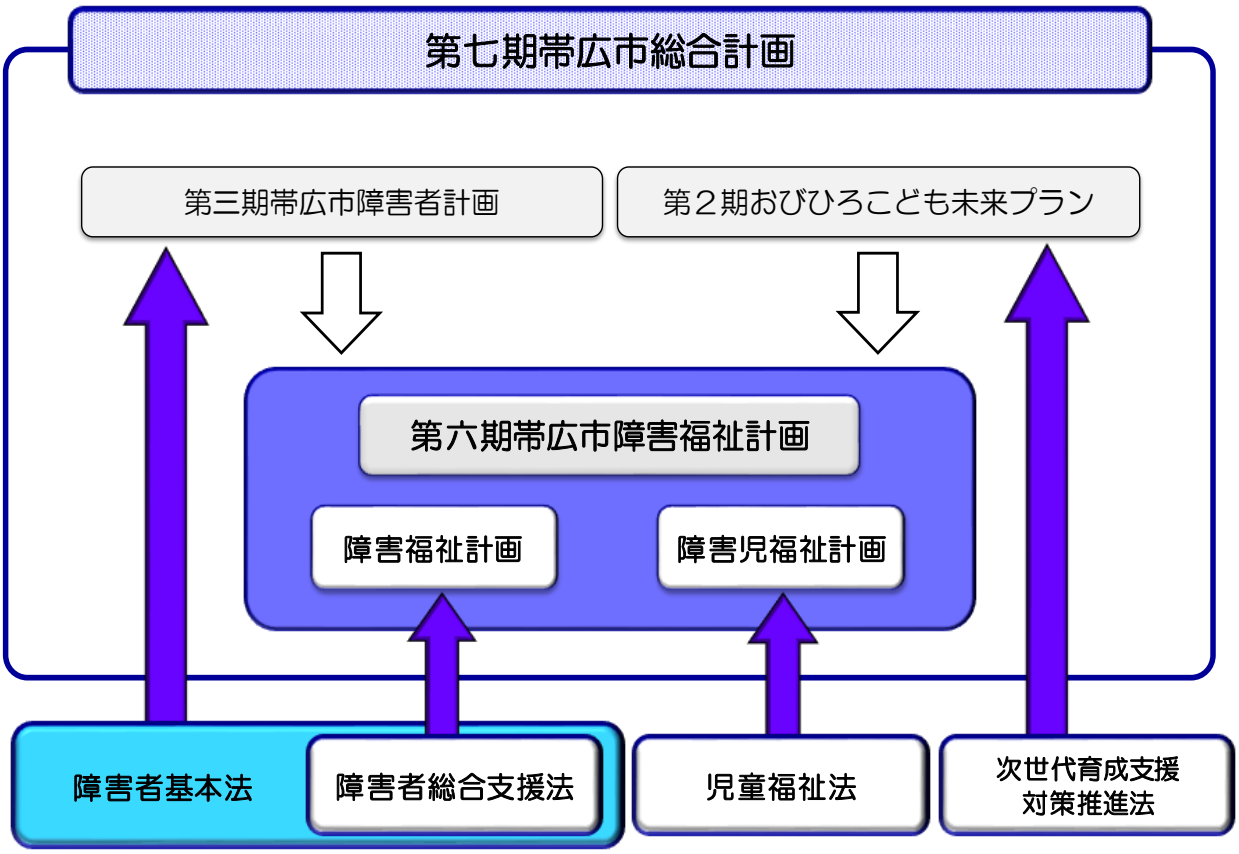

3　計画の期間

本計画の期間は、2021（令和３）年度から 2023（令和５）年度までの３年間とします。

また、計画に盛り込んだ事項について、毎年度分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を見直すこととします。

第２章　障害のある人の状況とサービス利用の現状

１　障害のある人の状況

本市が把握している障害のある人(※１)の数は、令和元年度末現在、身体障害、知的障害及び精神障害の３障害を合わせて１３，０７５人です。

身体障害のある人は横ばいの状況となっており、知的障害のある人と精神障害のある人は増加傾向にあります。

（各年度末実績）

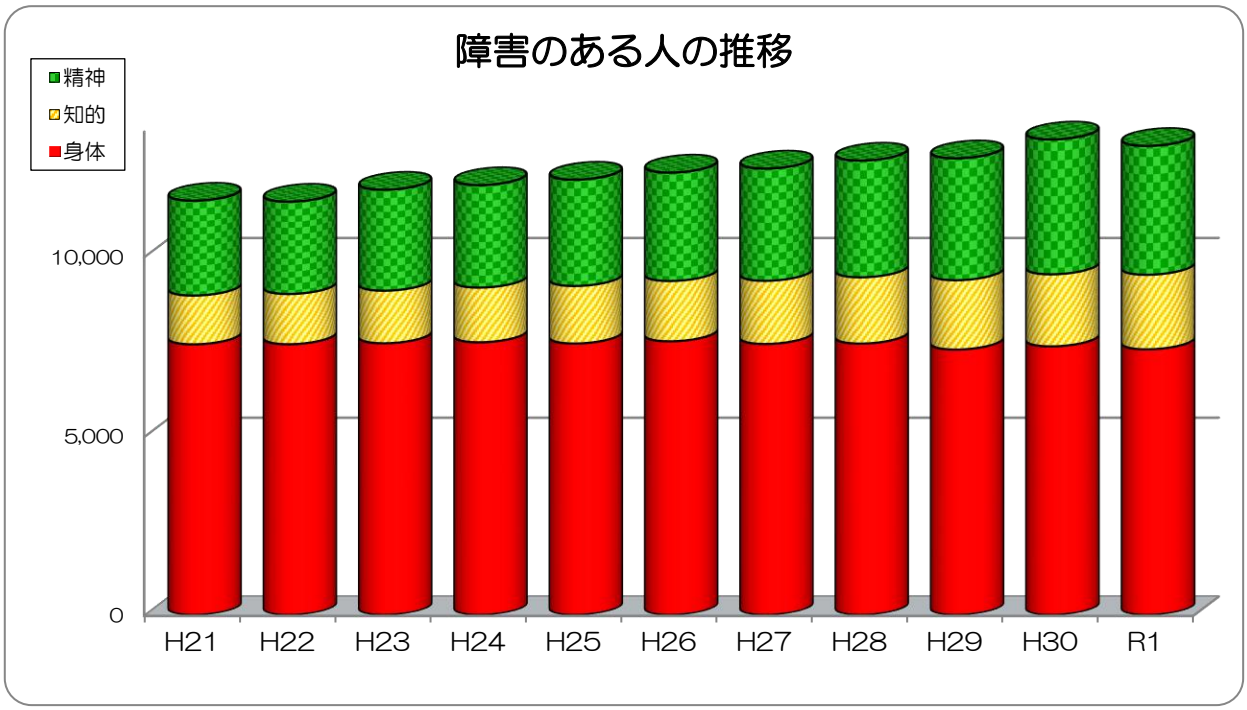

（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
精神	2,638	2,566	2,807	2,848	2,956	3,014	3,121	3,246	3,390	3,751	3,583
知的	1,357	1,398	1,464	1,523	1,602	1,679	1,758	1,845	1,930	2,005	2,075
身体	7,556	7,559	7,585	7,613	7,578	7,640	7,566	7,576	7,410	7,499	7,417
合計	11,551	11,523	11,856	11,984	12,136	12,333	12,445	12,667	12,730	13,255	13,075

1）身体障害のある人　7，417人

身体障害者手帳の所持者数（令和２年３月31日現在）　（単位：人）

区　分	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語そしゃく機能障害	内部障害	合計
手帳所持者数（割合）	3,992 (54%)	374 (5%)	825 (11%)	78 (1%)	2,148 (29%)	7,417 (100%)
18歳未満	72	2	22	0	19	115
18歳以上	3,920	372	803	78	2,129	7,302

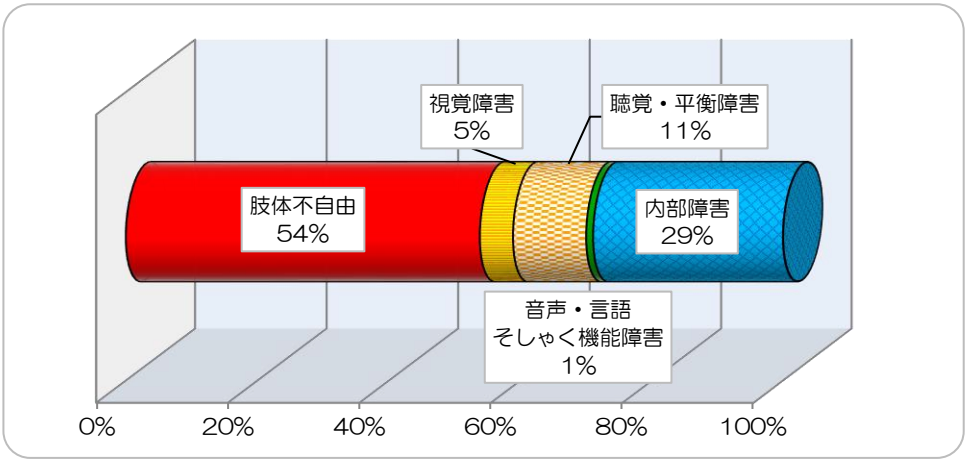

2）知的障害のある人　2，075人

療育手帳の所持者数（令和２年３月31日現在）　（単位：人）

区　分	A（重度）	B（中度・軽度）	合計
手帳所持者数（割合）	633 (31%)	1,442 (69%)	2,075 (100%)
18歳未満	107	437	544
18歳以上	526	1,005	1,531

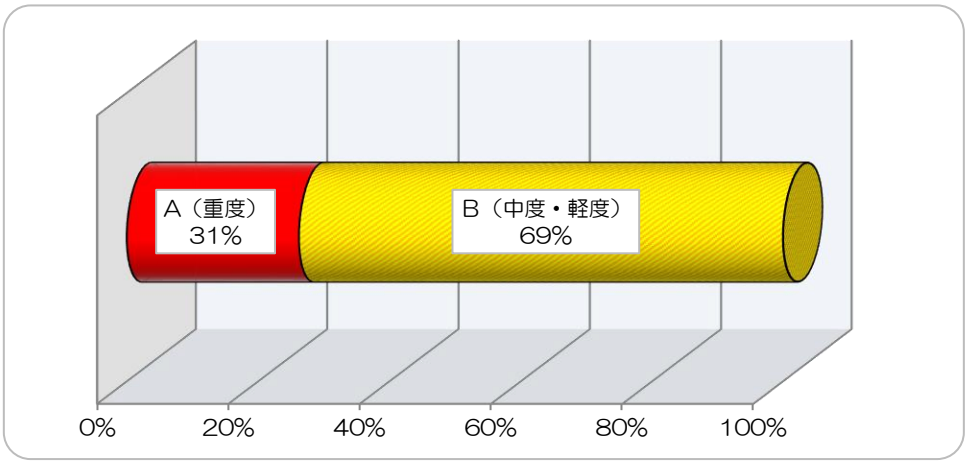

3）精神障害のある人　3，583人

本計画では、下記の①と②のうち、重複している人がいるため、重複を除いて抽出した3,583 人（うち 18 歳未満 182 人）を精神障害のある人の数としています。

①精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和２年３月 31 日現在）　　（単位：人）

区　分	１級	２級	３級	合計
手帳所持者数 （割合）	163 (10%)	937 (56%)	567 (34%)	1,667 (100%)
18 歳未満	3	2	35	40
18 歳以上	160	935	532	1,627

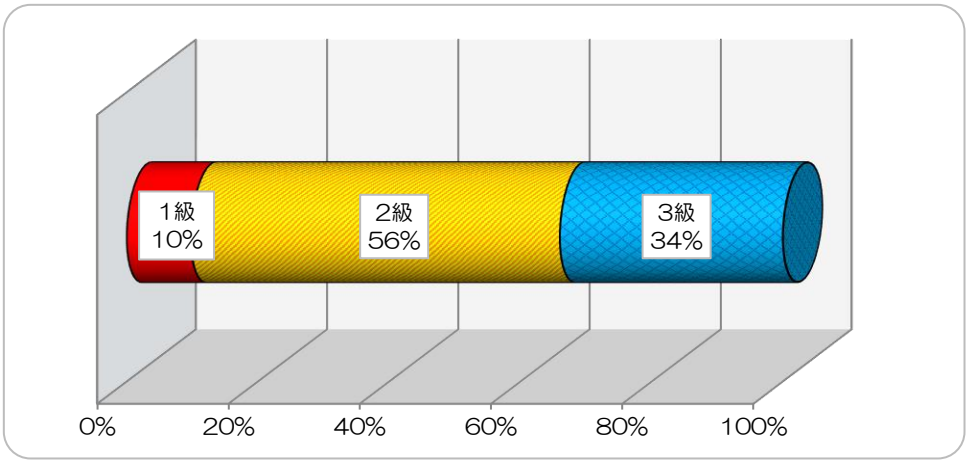

②自立支援医療（精神通院医療）受給者数（令和２年３月 31 日現在）

3,303 人（うち 18 歳未満 168 人）

※１　本計画において「障害のある人」とは、障害などが原因で日常生活に支援と配慮を必要とする人をいいます。ただし、制度や助成の対象となる人は各法令、規則等によって定められた人になります。

障害者総合支援法
第４条　この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち１８歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち１８歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上であるものをいう。
２　この法律において「障害児」とは、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児をいう。

児童福祉法
第４条
２　この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

2　障害福祉サービス等の利用の現状

平成 18 年度に現行のサービス体系となった障害福祉サービス及び平成 24 年度より開始となった障害児通所支援は、制度の充実や周知が進み、サービスの種類、提供事業所が増加しており、障害福祉サービス等全体の利用者数、事業費ともに増加傾向にあります。

1）障害福祉サービス等利用者数の推移

（単位：人／月）

種　別	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度(見込)
訪問系サービス	417	406	408
日中活動系サービス	1,447	1,442	1,444
居住系サービス	632	673	676
合計	2,496	2,521	2,528
計画相談支援	1,645	1,731	1,711
障害児通所支援	892	887	967
障害児相談支援	402	419	392

※　各年度３月の利用者数。

2）障害福祉サービス等事業費の推移

（単位：百万円）

種　別	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度(見込)
訪問系サービス	377	404	429
日中活動系サービス	2,540	2,662	2,757
居住系サービス	1,039	1,129	1,250
合計	3,956	4,195	4,436
計画相談支援	92	95	106
障害児通所支援	505	616	761
障害児相談支援	25	27	28

※　各年度の決算額。

第３章　これまでの計画の取り組みの評価及び検証

第五期計画で定めた重点項目や数値目標及びサービスの見込量について、令和元年度までの取り組み状況、利用実績などを踏まえた進捗・達成状況及び評価・検証は次のとおりです。

１　重点項目の評価と検証

１）入所施設などから地域生活への移行促進

＜目標＞

令和２年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 285 人の 3.8%にあたる 11 人をグループホームなどの地域生活へ移行すること、また、施設入所者数については、同じく 285 人の 2.0%にあたる６人を削減し、279 人とする目標を設定しました。

＜取り組みの評価・検証＞

地域で生活するための居住の場であるグループホーム（日中サービス支援型を含む）を提供する事業所の増加や、相談支援体制が充実してきたことにより、地域生活への移行に向けた体制の整備が進んでおり、「施設入所者の地域生活移行者数」及び「施設入所者数」ともに順調に推移しています。

今後は、重度の障害がある人や、本人及び家族の高齢化、介護を担当する親が亡くなるなど、一人ひとりの置かれた背景や支援の必要性に応じて適切に対応する必要があります。

項　目		平成30年度	令和元年度	令和２年度	累計
施設入所者の地域生活移行者数	目標	３人	４人	４人	11人
	実績	１人	７人		８人

※ 各年度中の移行実績による。

項　目		平成30年度	令和元年度	令和２年度
施設入所者数	目標	283 人	281 人	279人
	実績	280 人	277 人	

※ 各年度末の実績数値。

２）相談支援体制の充実

障害のある人を主体とし、本人が希望する暮らしや、意欲や能力、適性に応じた活動などができるよう、相談支援専門員を中心に地域の関係機関の連携や協働を図るなど、相談支援体制の充実をめざし、「本人も家族も安心して暮らせるための支援体制の充実」、「支援の質の向上及び専門性を持った支援者の育成・確保」、「帯広市地域自立支援協議会を中心とした地域連携の充実」を進めてきました。

＜目標＞

障害のある人の高齢化や障害の重度化、介護を担当する親が亡くなった後などにおいても、地域での生活を継続していくため、居住支援機能と地域支援機能を面的に支援する体制を整備することを目標として設定しました。

＜取り組みの評価・検証＞

基幹相談支援センターによる研修会の実施により相談支援専門員への技術の向上及び経験の共有に継続して取り組んできたほか、帯広市地域自立支援協議会の活用等により、事業所間の顔の見える関係づくりを通して、地域の連携体制の構築を図ってきました。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化などを見据え、市全体としての面的な生活支援体制の整備をめざし、相談支援事業所等を中心に人材の育成・確保のほか、地域課題の分析や仕組みづくりについて検討を進めていますが、体制の整備には至っていません。

引き続き、障害福祉分野のみならず、介護、医療等の他分野の知識及び視点を持った人材の育成や相談支援事業所の連携強化などにより、複合的な課題を抱える人や、緊急時支援の必要な人に迅速・確実な支援の実施が可能となる体制の整備を進めていく必要があります。

項　目	平成30年度～令和２年度	達成状況
地域生活支援拠点の整備 （面的な体制の整備）	居住支援機能と地域支援機能を 面的に支援する体制を整備	未達成

3）就労支援の強化

＜目標＞

令和２年度中に就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人の目標を、平成28 年度の移行実績 21 人の 1.5 倍の 32 人とする目標を設定しました。

＜取り組みの評価・検証＞

帯広市地域自立支援協議会に設置している、就労・社会活動部会を継続開催し、障害のある人の一般就労を促進するため、就労系福祉サービス事業所の職員のスキルアップに加え、障害のある人の雇用を積極的に進めている企業と連携し、事例発表の場の提供を通じて理解促進に努めるなど、雇用の場の確保に取り組んできています。

これらの取り組みにより、福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 30 年度、令和元年度の目標の合計 54 人に対し、57 人の実績となっており、順調に推移しています。

今後は、就労支援における支援方法や困難事例など、企業を含めた各関係機関での情報共有や連携を強化していく体制整備などを通し、一般就労に向けた支援と一般就労に移行した後の定着支援の強化を進める必要があります。

項　目		平成30年度	令和元年度	令和２年度
福祉施設から一般就労への移行者数	目標	25 人	29 人	32 人
	実績	31 人	26 人	人

※各年度中の移行実績による。

４）発達支援体制の充実

＜目標＞

令和２年度までに、外出が著しく困難な障害のある児童にも児童発達支援サービスが提供されるよう、居宅訪問型児童発達支援事業所を１箇所確保すること、また、重症心身障害児や強度行動障害のある児童への支援に関して、関係機関の連携を進めるため、協議の場を設置することを目標として設定しました。

＜取り組みの評価・検証＞

障害の心配がある段階から子どもの状況に応じた支援を提供できるよう、平成３１年４月に「子育て世代包括支援センター」の機能を整備したほか、保護者が発達や障害についての知識や理解を深めるための講座や相談会を実施するなど、子どもの発達に関する支援体制の充実に取り組んできています。

また、重症心身障害児（医療的ケア児含む）の支援に関する協議の場として、令和２年５月に関係機関で構成する「医療的ケア児等支援検討部会」を帯広市地域自立支援協議会に設置しています。さらに、同協議会のこども地域生活支援会議において、強度行動障害のある児童への支援について協議したほか、学習・情報交換を通じて支援者の人材育成を図るなど、切れ目のない支援に向けた関係機関との連携が進んできています。

一方で、外出が著しく困難な障害児の発達支援に向け、居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所の確保に取り組みましたが、支援を行う専門職員の確保などが課題となっており、事業所の確保には至っていません。

障害児通所支援事業所の増加に伴い、新たに従事する支援者も増えていることから、学習や情報交換等を通じた支援者の人材育成を行い、サービスの質の維持・向上を図る必要があります。また、専門職員の確保などの課題を踏まえて民間事業所と協議を行うなど、引き続き、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に向けた取り組みを進める必要があります。

項　目	平成30年度～令和２年度	達成状況
障害児支援の提供体制の整備等	居宅訪問型児童発達支援(※2)事業所を１箇所確保	未達成
	重症心身障害児（医療的ケア児含む）支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置	設置済

※２　居宅訪問型児童発達支援とは、外出が著しく困難な障害児に対して、基本的な動作の指導のほか、知識の付与等の支援を居宅に訪問して行うサービス。

2　障害福祉サービス等の必要見込量の評価と検証

障害福祉サービス等の利用者数は、制度改正によるサービスの追加、サービス提供事業所の増加、相談支援の拡充などにより増加傾向にあり、令和元年度末現在、平成 18 年度に比べ、約 3.15 倍の 2,521 人となっています。

（単位：人）

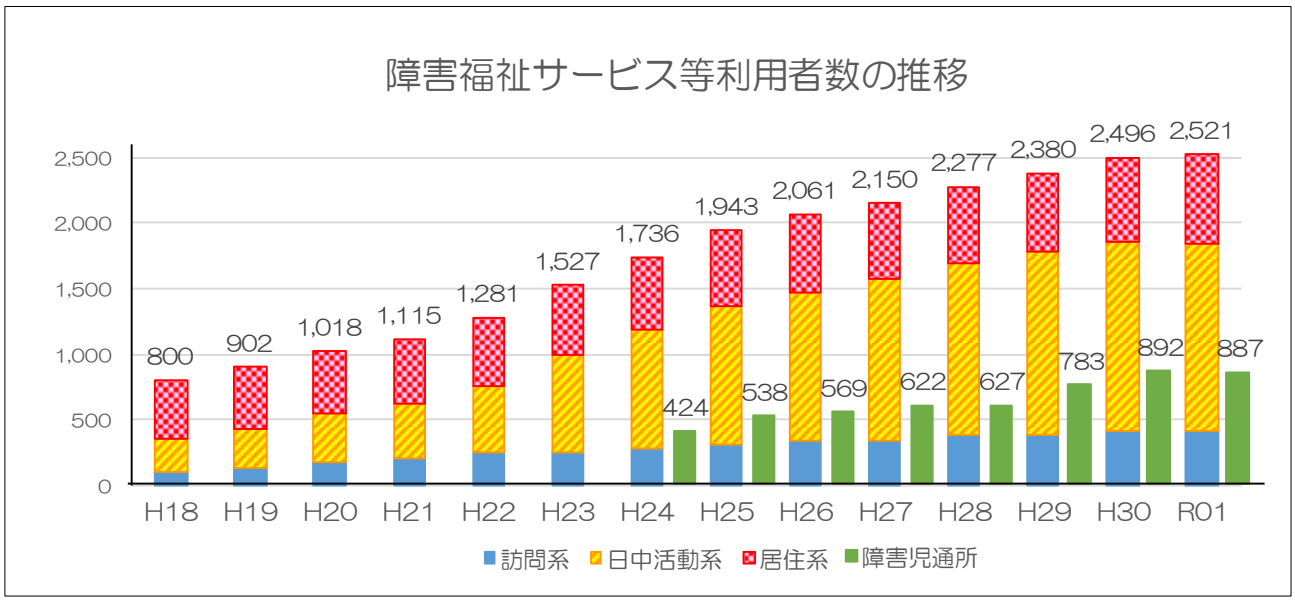

1）訪問系サービス

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
居宅介護	見込	時間	4,638	5,018	5,444	5,133	5,390	5,664
		人	305	330	358	319	335	352
			18歳未満の人数（内数）⇒			(13)	(13)	(13)
	実績	時間	4,483	4,973	4,934	4,554	4,188	4,134
		人	270	306	305	311	311	312
			18歳未満の人数（内数）⇒			(7)	(4)	(4)
重度訪問介護	見込	時間	6,033	6,431	6,830	2,534	2,644	2,754
		人	44	48	52	23	24	25
	実績	時間	2,567	2,710	2,661	3,846	3,419	3,898
		人	23	25	23	32	27	30
同行援護	見込	時間	336	364	392	312	325	338
		人	24	26	28	24	25	26
	実績	時間	301	301	263	282	275	256
		人	21	24	23	27	25	22
行動援護	見込	時間	1,249	1,325	1,401	888	958	1,028
		人	33	35	37	38	41	44
			18歳未満の人数（内数）⇒			(13)	(13)	(13)
	実績	時間	822	701	759	841	727	728
		人	31	30	37	47	43	44
			18歳未満の人数（内数）⇒			(16)	(12)	(13)
重度障害者等包括支援	見込	時間	780	780	780	780	780	780
		人	3	3	3	3	3	3
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

居宅介護は、重度の障害のある人が利用できる生活介護の充実により、通所によるサービス利用が増えているため、利用人数及び利用時間数はともに見込量を下回っています。

重度訪問介護は、重度の障害のある人の在宅でのサービス利用のニーズが高く、利用時間、利用人数ともに見込量を上回っています。

重度障害者等包括支援は、サービス提供の体制が確保されていないため、実績がありません。

2）日中活動系サービス

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
生活介護	見込	日	9,505	9,604	9,703	10,466	10,887	11,328
		人	480	485	490	522	543	565
	実績	日	9,621	9,697	9,782	9,829	9,872	9,936
		人	469	485	514	521	520	531
自立訓練 (機能訓練)	見込	日	14	28	42	20	20	20
		人	1	2	3	1	1	1
	実績	日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型を含む	見込	日	537	620	716	274	340	351
		人	33	38	44	22	28	29
	実績	日	295	166	167	54	176	211
		人	16	15	13	5	11	11
就労移行支援	見込	日	1,697	2,002	2,307	1,363	1,382	1,492
		人	89	105	121	74	75	81
	実績	日	1,628	1,469	1,002	615	530	558
		人	93	76	59	34	32	31
就労継続支援 (A型)	見込	日	2,780	3,284	3,804	2,769	2,845	2,939
		人	171	202	234	147	151	156
	実績	日	2,494	2,557	2,622	2,712	2,572	2,563
		人	131	136	139	142	133	131
就労継続支援 (B型)	見込	日	7,738	9,178	10,603	9,959	11,062	12,282
		人	478	567	655	596	662	735
	実績	日	7,354	8,681	9,149	10,198	10,323	10,249
		人	440	517	575	631	661	653
就労定着支援	見込	人				17	19	22
	実績	人				8	4	10
療養介護	見込	人	41	41	41	43	43	43
	実績	人	44	43	42	44	42	42
短期入所 ※医療型を含む	見込	日	208	239	283	395	422	448
		人	33	38	45	59	63	67
	実績	日	210	260	282	312	196	182
		人	33	40	48	62	39	35
			18歳未満の人数（内数）⇒			(13)	(7)	(10)

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

生活介護、就労継続支援（B 型）は、見込みほどの伸びは無いものの利用人数は増加しており、比較的重い障害のある人も利用することができる活動の場として、多くの需要があることで事業所数が増加し、サービスの提供体制が充実してきています。

自立訓練のうち生活訓練は、生活介護や就労継続支援等、他の日中活動系サービスを利用する人が増えているため、見込量を下回っています。

就労移行支援、就労継続支援（A 型）については、制度改正や事業所数の減少により利用が伸びていない状況にあります。

短期入所は、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響と思われる利用控えにより、見込量を大きく下回りましたが、緊急時の受け入れ対応や親が亡くなった後の障害のある人の地域での生活への対応などに一定程度の需要があります。

平成 30 年度より提供開始となった就労定着支援は、一定の利用が見られます。

3）居住系サービス

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	見込	人				5	5	5
	実績	人				0	17	17
共同生活援助	見込	人	299	325	352	314	320	326
	実績	人	288	295	319	352	379	384
			日中サービス支援型（内数）⇒			(16)	(23)	(23)
施設入所支援	見込	人	308	304	300	283	281	279
	実績	人	291	285	283	280	277	275

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

平成 30 年度より提供開始となった自立生活援助は、サービスを提供する体制が整ってきていることから、利用実績は見込量を上回っています。

共同生活援助は、地域生活における居住の場として多くの需要があることを背景に、事業所数も利用実績も増え続けています。

施設入所支援は、平成 30 年度に重度の障害がある人に常時の支援を行う「日中サービス支援型グループホーム」が創設され、重度の障害があっても地域で安心して暮らしていくことができる体制が整備されてきたことにより、利用実績が減少しています。

4）相談支援

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
計画相談支援	見込	人	978	1,095	1,212	1,474	1,559	1,642
	実績	人	1,324	1,457	1,552	1,645	1,731	1,711
地域移行支援	見込	人	16	18	20	5	5	5
	実績	人	1	0	1	3	1	1
地域定着支援	見込	人	20	25	30	6	6	6
	実績	人	10	7	6	5	5	6

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

計画相談支援は、事業所及び相談支援専門員の増加により、利用実績は見込量を上回っています。

地域移行支援は、令和元年度３月の利用者は１名ですが、年度内に４名の利用があり、必要な時にサービスを提供する体制が整っています。

地域定着支援については、事業所数や地域で生活できる社会資源が増えてきたこともあり、ほぼ見込量通りに推移しています。

3　障害児通所支援の必要見込量の評価と検証

1）障害児通所支援

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
児童発達支援	見込	日	2,033	2,050	2,066	2,364	2,414	2,464
		人	363	366	369	358	364	370
	実績	日	2,280	2,444	2,347	2,543	2,269	2,372
		人	367	406	402	433	428	412
放課後等デイサービス	見込	日	1,040	1,083	1,083	2,228	2,451	2,673
		人	240	250	250	381	410	439
	実績	日	1,227	1,257	2,232	2,943	2,706	3,533
		人	253	217	377	455	459	554
保育所等訪問支援	見込	日	4	6	8	20	24	26
		人	2	3	4	10	12	14
	実績	日	4	7	5	7	0	1
		人	2	4	4	4	0	1
居宅訪問型児童発達支援	見込	日				—	4	6
		人				—	2	3
	実績	日				—	0	0
		人				—	0	0

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

児童発達支援と放課後等デイサービスは、サービスを提供する事業所の数が令和２年７月末時点で平成 29 年度の 1.5 倍以上に増加するなど、サービス提供基盤の整備が進んでおり、特に放課後等デイサービスは利用日数、利用人数ともに見込量を上回りました。

保育所等訪問支援は、サービス提供体制は整っているものの、利用人数が減少傾向にあるほか、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用日数、利用人数ともに見込量を下回りました。

居宅訪問型児童発達支援は、第五期計画の目標が未達成であり、利用日数、利用人数ともに実績がありません。

２）障害児相談支援

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
障害児相談支援	見込	人	144	204	264	398	434	470
	実績	人	261	355	386	402	419	392

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

障害児相談支援の実績は、実施体制が整った平成 27 年度以降、毎年度増加してきているものの、令和元年度は想定ほど利用者が増えず、見込量を下回りました。

4　地域生活支援事業の実施状況の評価と検証

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度や個別給付のみでは対応できないサービスなどについて、地域の実情や利用者の状況に応じて実施しています。

1）必須事業

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
相談支援事業（件/月）	見込	件	1,500	1,600	1,700	1,750	1,800	1,850
		箇所	12	13	14	14	14	14
	実績	件	1,564	1,595	1,757	1,677	1,703	1,720
		箇所	13	14	17	15	16	16
成年後見制度利用支援事業（人/年）	見込	人	1	2	2	2	2	2
	実績	人	1	2	1	2	5	3
意思疎通支援事業専任通訳者の配置（人/年）	見込	人				2	2	2
	実績	人				2	2	2
意思疎通支援事業通訳者派遣（人/年）	見込	人				720	792	888
	実績	人				790	730	790
日常生活用具給付等事業（件/年）	見込	件	1,153	1,337	1,521	928	934	939
	実績	件	876	914	879	919	933	948
手話奉仕員養成研修事業（人/年）	見込	人	60	60	60	60	60	60
	実績	人	43	59	39	25	37	0
要約筆記奉仕員養成研修事業（人/年）	見込	人				20	20	20
	実績	人				8	5	0
移動支援事業（時間/月、人/月）	見込	時間	332	338	344	446	466	488
		人	58	59	60	66	68	71
	実績	時間	431	439	370	381	166	227
		人	68	66	60	60	28	39
			18歳未満の人数（内数）⇒			(18)	(4)	(13)
地域活動支援センター事業（人/月）	見込	人	287	309	336	296	310	324
		箇所	9	9	9	9	9	9
	実績	人	269	260	252	263	219	292
		箇所	9	9	9	9	9	9

※　(件/月)、(時間/月、人/月)、(人/月) とあるのは各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

障害のある人が地域で生活するために必要な相談支援について、相談件数、実施箇所ともに堅調に推移しており、成年後見制度利用支援事業については見込量を上回る実績となっています。

令和元年度の意思疎通支援事業通訳者派遣、手話奉仕員養成研修事業、要約筆記奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、見込量を下回っています。

2）任意事業

サービス名			第四期計画			第五期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
日中一時支援（日/月、人/月）	見込	日	4,874	5,040	5,220	5,548	5,556	5,564
		人	352	364	377	421	433	445
	実績	日	5,436	5,461	4,889	5,358	3,758	5,001
		人	375	383	380	446	379	450
			18歳未満の人数（内数）⇒			(351)	(287)	(317)
訪問入浴サービス（日/月、人/月）	見込	日				157	180	207
		人				20	22	24
	実績	日				135	146	149
		人				19	20	22
			18歳未満の人数（内数）⇒			(4)	(3)	(3)

※　各年度３月の実績数値。令和２年度実績数値は見込み。

日中一時支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年度の実績は見込量を下回っていますが、障害のある本人だけではなく、障害のある人の家族の就労や介護をしている家族の一時的な休息などのニーズがあります。

訪問入浴サービスは、見込量を下回っていますが、重度の障害のある人が在宅で生活するために必要なサービスとして利用が微増しています。

第４章　取り組みの重点項目について

1　基本的な考え方

「第三期帯広市障害者計画」の基本的視点による施策の展開方向として、「生活支援の充実」や「療育の充実」を掲げています。また、アンケート調査の分析や市民意見交換会等における様々な意見からも、サービス利用や地域生活支援に関する相談支援体制、緊急時の支援体制や、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた居住支援を含む体制整備が求められています。

これらの実情を踏まえ、第五期計画において設定した４つの重点項目を、引き続き本計画の重点項目として位置付けます。

1）入所施設などから地域生活への移行促進	2）相談支援体制の充実
3）就労支援の強化	4）発達支援体制の充実

2　成果目標の設定について

国の基本指針では、地域の実情に応じて成果目標を設定することとしており、これに基づき、本計画の重点項目に即した成果目標を設定し、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら暮らしていくための体制の整備を図っていきます。

１）入所施設などから地域生活への移行促進

【考え方】

地域で暮らすことを希望している施設入所者や入院などをしている障害のある人に、地域生活への移行に向けた相談支援の提供や自立に向けた訓練などを提供し、安心して生活ができる体制づくりを進めながら、地域生活への移行を促進します。

【成果目標】

項　目	数　値	備　考
①施設入所者の地域生活移行者数	７人	令和５年度末までの累計
②施設入所者数	265 人	令和５年度末時点

（進捗確認指標）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	確認
①	３人	５人	７人	年度累計
②	273 人	269 人	265 人	年度末実績

○　目標の設定について

北海道障がい福祉計画及び本市の実情を踏まえ、施設入所者の地域生活移行者数は、令和５年度末までに、令和元年度末の施設入所者数 277 人の 2.4%にあたる７人とする。

また、施設入所者数は、令和５年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の 4.3%減にあたる 265 人とする。

２）相談支援体制の充実

【考え方】

障害のある人が地域での生活を継続していくため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を充実するとともに、相談支援専門員の技術の向上や経験の共有など、専門性を持った人材の育成と確保を進めます。

【成果目標】

項　目	内　容
地域生活支援拠点の面的な体制の整備	相談支援機能と地域支援機能を支援する体制を整備

○　目標の設定について

緊急時の備えのほか、支援が必要であるにもかかわらず、支援に繋がっていない人など、困難性が高い事例にも適切に対応するための相談機能の充実が必要となっている実情を踏まえ設定。

３）就労支援の強化

【考え方】

障害のある人が地域で自立した生活を続けるために、一般就労に向けた支援とその後の定着支援の充実に向けた取り組みを進めるとともに、福祉的就労についても、工賃の向上や働きがいの創出などに向けた取り組みを進めます。

【成果目標】

項　目	数　値	備　考
①就労移行支援事業等(※3)から一般就労への移行	34 人	令和５年度中の実績
②就労移行支援事業から一般就労への移行	20 人	令和５年度中の実績
③就労継続支援Ａ型から一般就労への移行	９人	令和５年度中の実績
④就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行	５人	令和５年度中の実績

（進捗確認指標）

項目	基準値	令和３年度	令和４年度	令和５年度	備考
①	26 人	29 人	32 人	34 人	各年度中の実績
②	15 人	17 人	19 人	20 人	各年度中の実績
③	７人	８人	９人	９人	各年度中の実績
④	４人	４人	５人	５人	各年度中の実績

○　目標の設定について

国の基本指針に基づき、令和５年度中の目標は、令和元年度の各区分の実績（基準値）に次の割合を乗じた数値を設定。

就労移行支援事業等・・・基準値 26 人の 1.27 倍の 34 人とする。

就労移行支援事業　・・・基準値 15 人の 1.30 倍の 20 人とする。

就労継続支援Ａ型　・・・基準値　７人の概ね 1.26 倍の９人とする。

就労継続支援Ｂ型　・・・基準値　４人の概ね 1.23 倍の５人とする。

※３　就労移行支援事業等には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を含む。

【成果目標】

項　目	数　値	備　考
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者のうち就労定着支援事業を利用する割合	７割	令和５年度の利用者

○　目標の設定について

国の基本指針に基づき設定。

【成果目標】

項　目	数　値	備　考
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合	７割以上	計画全期間

○　目標の設定について

国の基本指針に基づき設定。

４）発達支援体制の充実

【考え方】

一人ひとりの子どもがより適切な支援を受けることができるよう、障害や発達に心配な子どもの早期発見、早期療育の取り組みに加え、発達段階に応じた切れ目のない支援を関係機関と連携しながら進めます。

【成果目標】

項　目	内　容
障害児支援の提供体制の整備等	居宅訪問型児童発達支援事業所を１箇所確保

○　目標の設定について

第五期計画に引き続き、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保を目標に設定。

第５章　障害福祉サービス等の見込量

１　障害福祉サービス等の必要見込量

障害のある人のニーズに応じた障害福祉サービス等が計画的に提供できるよう、第五期計画までの実績と本計画における数値目標、アンケート調査結果などによる利用者の意向を勘案し、計画期間（令和３年度～令和５年度）に必要となるサービス等の１か月あたりの見込量を次のとおり設定します。

１）訪問系サービス

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護	時間	4,161	4,200	4,227
	人	314 (10)	317 (10)	319 (10)
重度訪問介護	時間	4,158	4,548	4,808
	人	32	35	37
同行援護	時間	303	303	303
	人	26	26	26
行動援護	時間	761	811	844
	人	46 (13)	49 (13)	51 (13)
重度障害者等包括支援	時間	780	780	780
	人	3	3	3
合　計	時間	10,163	10,642	10,962
	人	421 (23)	430 (23)	436 (23)

※（　）はうち、18 歳未満の児童の数

2）日中活動系サービス

サービス名			令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護		日	10,048	10,142	10,254
		人	537	542	548
自立訓練	機能訓練	日	20	20	20
		人	1	1	1
	生活訓練	日	216	234	270
		人	12	13	15
	生活訓練（宿泊型）	日	62	62	62
		人	2	2	2
就労移行支援		日	630	684	756
		人	35	38	42
就労継続支援（Ａ型）		日	2,739	2,935	3,130
		人	140	150	160
就労継続支援（Ｂ型）		日	10,657	11,065	11,473
		人	679	705	731
就労定着支援		人	15	20	25
療養介護		人	43	43	43
短期入所	福祉型	日	218	250	286
		人	42 (12)	48 (14)	55 (16)
	医療型	日	20	24	28
		人	5 (3)	6 (4)	7 (5)

※（　）はうち、18 歳未満の児童の数

3）居住系サービス

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	人	20	20	20
共同生活援助	人	406	427	449
施設入所支援	人	273	269	265

4）相談支援

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	人	1,764	1,817	1,870
地域移行支援	人	5	5	5
地域定着支援	人	6	6	6

※　計画相談支援は利用者数で設定

2　障害福祉サービス等の確保のための方策

1）サービス提供基盤の整備

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、当事者団体などで構成する帯広市地域自立支援協議会を活用しながら、地域で生活する障害のある人の状況の把握に努めるとともに、地域に必要とされるサービス提供の基盤の整備のほか、北海道及び関係機関と連携し支援に関わる人材の確保、サービスの質の向上に取り組みます。

2）サービス事業所への情報提供

障害のある人のニーズにあったサービスを確保していくことができるよう、障害福祉サービス事業所に対し、本計画の進捗状況やサービス申請及び支給決定状況などの情報を提供し、各事業所との情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。

第６章　障害児通所支援の見込量

１　障害児通所支援の必要見込量

発達に心配のある児童や障害のある児童が個別の課題に応じた支援を利用することができるよう、計画期間（令和３年度～令和５年度）に必要となるサービスの１か月あたりの見込量を次のとおり設定します。

また、障害児相談支援についても、見込量を次のとおり設定し、希望する人が利用できる体制づくりを進めます。

１）障害児通所支援

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	日	2,636	2,837	3,057
	人	449	488	530
放課後等デイサービス	日	3,812	4,113	4,438
	人	596	641	690
保育所等訪問支援	日	9	9	9
	人	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	日	20	20	20
	人	2	2	2

２）障害児相談支援

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	人	414	437	462

※　障害児相談支援は利用者数で設定

２　障害児通所支援等の確保のための方策

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用者の増加に伴い、サービス提供事業所も増え続けており、今後も必要なサービス提供体制が確保される見込みです。このため、利用者が効果的な支援を受けることができるよう、北海道及び関係機関と連携しながら支援者の人材育成を行い、サービスの質の維持及び向上を図ります。

保育所等訪問支援については、必要なサービス提供体制が確保されていますが、今後も利用ニーズを把握し、必要に応じてサービス提供事業所等と協議や情報交換を行うなど、サービス提供体制の維持に努めます。

居宅訪問型児童発達支援については、必要なサービス提供体制の確保に向けて、利用ニ

ーズの把握や児童発達支援事業所等との協議を行います。

障害児相談支援については、様々な機会を活用して事業者に情報提供を行うほか、相談支援事業への参入を促すなど、サービス提供体制の充実に取り組みます。

第７章　地域生活支援事業の見込量

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度や個別給付のみでは対応できないサービスなどについて、地域の実情や利用者の状況に応じて事業を実施するため、これまでの利用実績等を踏まえ、今後必要となる見込量を次のとおり推計し設定します。

地域生活支援事業の必要見込量

１）必須事業

【理解促進研修・啓発事業】

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくし、共生社会の実現を図るために、地域の住民に対し、研修会やイベントの開催、広報活動などに取り組みます。

【自発的活動支援事業】

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【相談支援事業】

障害のある人、その保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援を実施します。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談支援事業	件/月	1,750	1,800	1,850
	箇所	16	17	18

【成年後見制度利用支援事業】

判断能力が不十分な障害のある人に対し、本人の財産管理や身上監護を行う成年後見人等への報酬などを助成し、成年後見制度の利用を促進します。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業（実利用者数）	人/年	3	4	5

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の確保、専門職による支援などを行います。

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能などの障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対し、専任手話通訳者の配置、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣などによる支援事業を行い、コミュニケーションの円滑化を図ります。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
専任手話通訳者の配置	人/年	2	2	2
登録手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣	人/年	800	800	800

【日常生活用具給付等事業】

在宅の重度障害のある人の日常生活を支援するため、障害に応じた用具を給付します。

① 介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）

② 自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）

③ 在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）

④ 情報・意思疎通支援用具（点字器、人工咽頭など）

⑤ 排泄管理支援用具（ストマ装具など）

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

事業名			令和３年度	令和４年度	令和５年度
日常生活用具給付等事業	件/年	①介護・訓練支援用具	9	9	9
		②自立生活支援用具	40	40	40
		③在宅療養等支援用具	53	53	53
		④情報・意思疎通支援用具	39	39	39
		⑤排泄管理支援用具	811	823	836
		⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	8	8	8
		合　　計	960	972	985

【手話奉仕員養成研修事業・要約筆記奉仕員養成研修事業】

聴覚に障害のある人の社会参加、交流活動の促進を図るため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成研修を行います。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	10	10	10

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある人などに対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	時間/月	389	396	403
	人/月	57 (21)	58 (21)	59 (21)

※（　）はうち、18 歳未満の児童の数

【地域活動支援センター事業】

障害のある人の特性や地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業	人/月	397	410	420
	箇所	9	9	9

2）任意事業

【日中一時支援事業】

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的とする支援を行います。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援	日/月	5,026	5,051	5,076
	人/月	453 (349)	455 (349)	457 (349)

※（　）はうち、18 歳未満の児童の数

【訪問入浴サービス事業】

居宅への訪問による入浴サービスを行い、身体に障害のある人の身体の清潔保持、心身機能の維持、福祉の増進を図ります。

事業名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴サービス	日/月	163	169	176
	人/月	24 (4)	25 (4)	26 (4)

※（　）はうち、18 歳未満の児童の数

第８章　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画の目指す方向との調和・整合を保ちつつ、帯広市地域自立支援協議会や関係機関、障害者団体と意見交換や情報交換等を行い、帯広市健康生活支援審議会において、毎年度本計画の重点項目に基づく地域生活支援体制や、サービス提供にかかる基盤整備などの進捗状況を確認し、必要な取り組み等について協議を行いながら、本計画の推進を図ります。